

2018年7月18日
みずほ信託銀行株式会社

山陰合同銀行で「ごうぎん遺言代用信託」「ごうぎん暦年贈与型信託」 の取扱開始について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛 徹夫、以下「みずほ信託銀行」）は、2018年7月23日より、株式会社山陰合同銀行（取締役頭取：石丸 文男、以下「山陰合同銀行」）を代理店として、山陰合同銀行の独自の商品名をつけた遺言代用型金銭信託「ごうぎん遺言代用信託」及び暦年贈与型金銭信託「ごうぎん暦年贈与型信託」の取り扱いを開始します。

「ごうぎん遺言代用信託」及び「ごうぎん暦年贈与型信託」は、山陰合同銀行がみずほ信託銀行の信託代理店として販売し、お客さまとみずほ信託銀行が信託契約を締結します。

「ごうぎん遺言代用信託」は、みずほ信託銀行がお客さま（委託者兼第一受益者）の金銭を信託財産としてお預かりし、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた条件に基づいて、ご家族等の受取人（第二受益者）に金銭を交付する商品です。お受け取り方法は、「一時金受取」と「定時定額受取」の2つの方法があり、それらを組み合わせることも可能です。

「ごうぎん暦年贈与型信託」は、みずほ信託銀行がお客さま（委託者兼受益者）の金銭を信託財産としてお預かりし、毎年1回、お客さま及びお客さまが指定する贈与金の受取人（指定受贈者）それぞれの意思を確認のうえ、お客さまに指定頂いた金額を信託財産から払い出し、贈与金の受取人宛に振込を行う商品です。

本件取扱開始により、相続発生時に簡便な手続きでご家族等が金銭を受け取ることができる遺言代用型金銭信託及びお客さまの生前贈与手続きをサポートする暦年贈与型金銭信託が、山陰合同銀行の106支店でお申し込みいただけるようになります。

高齢化を背景に資産承継や相続に対する関心が高まるなか、みずほ信託銀行は地域金融機関と連携し、専門性の高い信託商品をより身近にご提供することで、お客さまのさまざまなニーズにお応えしていきます。

【「ごうぎん遺言代用信託」商品概要】

取扱開始日：2018年7月23日（予定）

信託金額：200万円以上3,000万円以下（1万円単位）

信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客様がご指定した期間後に最初に到来する計算期日まで

運用方法：主に山陰合同銀行の定期預金において運用

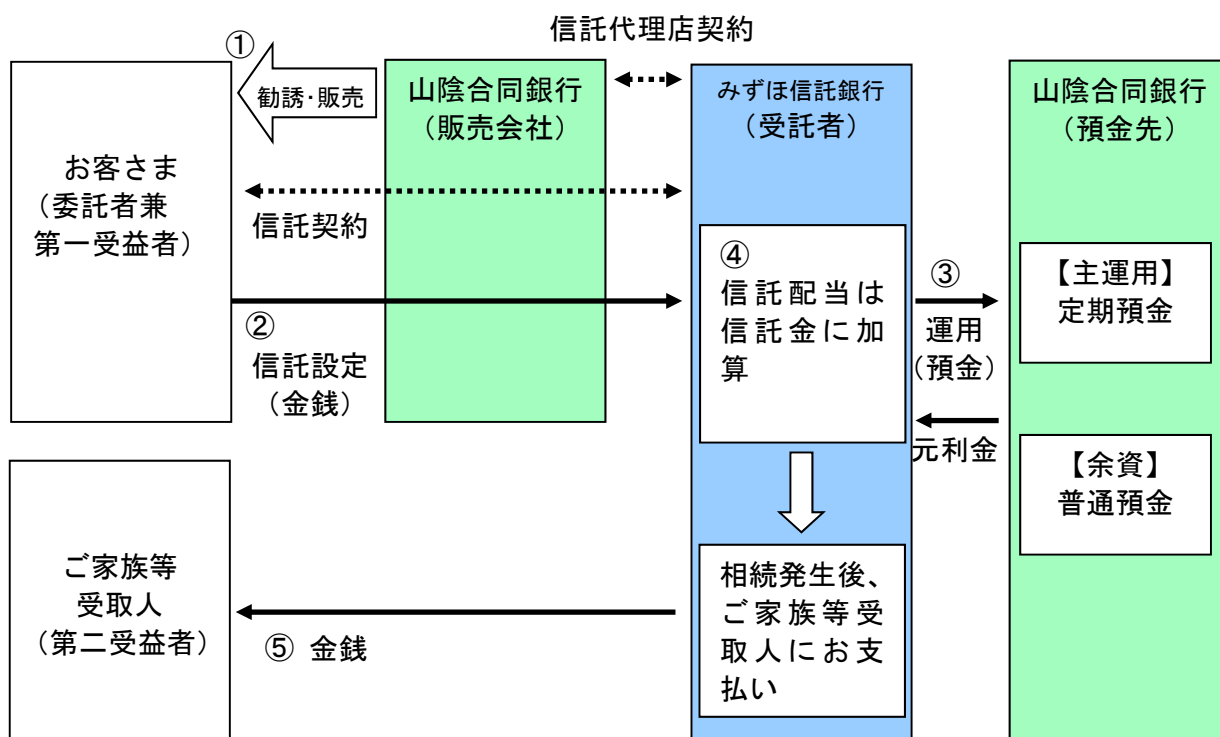
元本補填：ありません

支払方法：以下の2つの方法からいずれか若しくは両方を選択

①お客様の万一の際に必要な資金を簡単な手続きでご家族等が一括でお受け取り＝一時金受取

②お客様の相続発生後に、ご家族等が一定期間、定期的にご資金をお受け取り＝定時定額受取

【「ごうぎん遺言代用信託」スキーム】

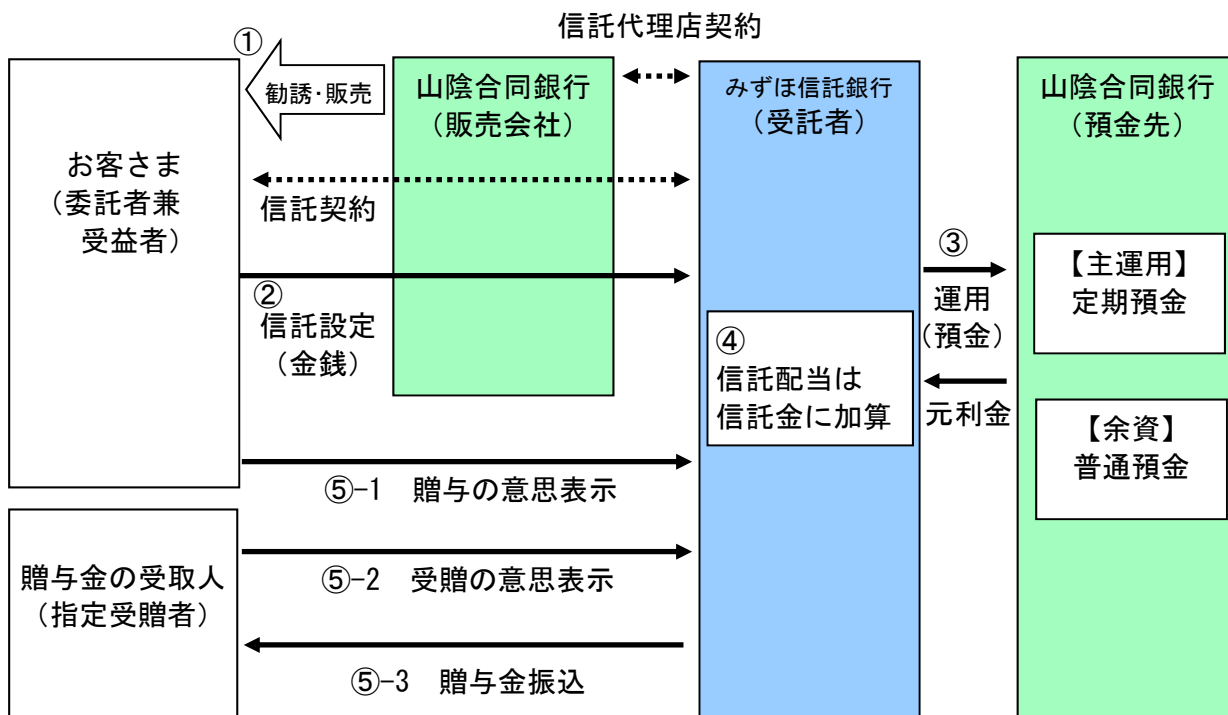


- ① 山陰合同銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、山陰合同銀行のお客様に「ごうぎん遺言代用信託」を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客様から信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に山陰合同銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。
- ⑤ お客様に相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取り（一時金/定時定額）。

【「ごうぎん暦年贈与型信託」商品概要】

- 取扱開始日：2018年7月23日（予定）
- 信託金額：500万円以上（1万円単位）
- 信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客様がご指定した期間後に最初に到来する計算期日まで
- 運用方法：主に山陰合同銀行の定期預金において運用
- 元本補填：ありません
- 贈与手続：お客様は、年に1回、贈与手続が可能
みずほ信託銀行は、受託者所定の手続により、お客様からご指定頂いた金額を贈与金の受取人（指定受贈者）の口座に振込

【「ごうぎん暦年贈与型信託」スキーム】



- ① 山陰合同銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、山陰合同銀行のお客さまに「ごうぎん暦年贈与型信託」を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客様から信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に山陰合同銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。
- ⑤ お客様は、年に1回、受託者所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客様が指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。